限定承認公告

本籍北海道函館市北美原三丁目二八番地一〇八、最後の住所北海道函館市北美原三丁目六番五号　被相続人　亡　越野　豊

右被相続人は平成二十二年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年五月九日函館家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

北海道函館市北美原三丁目六番五号

相続財産管理人　越野　順子

限定承認公告

本籍青森市大字浜田字玉川一四六番地の六七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安田　義忠

右被相続人は平成二十三年一月二十日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十日青森家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

青森市大字浜田字玉川一四六番地の六七

限定承認者　安田　広

限定承認公告

本籍北九州市小倉南区重住二丁目三番、最後の住所北九州市小倉南区重住二丁目三番四〇―四〇一号　被相続人　亡　古賀　一夫

右被相続人は平成二十二年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十三日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月十七日

北九州市小倉南区重住二丁目三番四〇―一〇一号　相続財産管理人　古賀　成子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金九億百万円減少して金二百十四億三千三百万円とし、発行済A号優先出資四億五千九百五十一万口及び発行済B号優先出資四億四千百四十九万口を消却することにいたしました。当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年六月十八日までに当社にご提出ください。

平成二十三年五月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号仙石山アネックス麻布愛和会計内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　細山　勝男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億百万円減少し、金二百十四億三千三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年六月十八日であり、社員総会の決議は平成二十三年五月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年四月十三日

掲載頁　九十頁（号外第七十八号）

平成二十三年五月十七日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二〇号仙石山アネックス麻布愛和会計内

日本インダストリアル特定目的会社

取締役　細山　勝男

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年三月二十五日付官報の号外第六十号八十八頁に掲載されています。

平成二十三年五月十七日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

乃木坂ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十三年四月二十日（号外第八十四号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑤営業保証金の額「500万円」とあるは「1500万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年五月十七日

東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

三井不動産販売株式会社

代表取締役　竹井　英久

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二五	二	六（平成二十三年条約第　号）	条約第五号）	
一〇	下	九～八終りから	石川県金沢市金石西一丁目、出雲町、普正寺町、佐奇森町、観音堂町、二ツ寺町、示野町、桜田町、若宮町、大豆田本町	石川県金沢市出雲町、普正寺町、佐奇森町、観音堂町、二ツ寺町、示野町、桜田町、若宮町子の部、大豆田本町ト の部、チの部
七上		一四終りから	第九十七号	第九十九号
〃	〃	二三	笠舞町及び大桑町	大桑町イ、ロ甲、ロ乙、ハ及びム

昭和四十九年五月二十三日建設省告示第七百八十九号（同）

（原稿誤り）

九	四	六～五終りから	第九十七号
〃	〃	三～二	及び城南二丁目、二丁目、大桑町ナ及びウを加え、大桑町ロ乙、ハ及びム地内

を加える。

			第九十九号

において事業地を変更する。

昭和五十三年九月二十七日建設省告示第千五百二十二号（同）

（原稿誤り）

一二ページ一段終りから七行目は次のとおりの誤り。

四			事業地　収用の部分　昭和四十五年建設省告示第千五百六十一号、昭和四十七年建設省告示第九十九号、昭和四十八年建設省告示第三百九十三号及び昭和四十九年建設省告示第七百八十九号の事業地に片町一丁目及び二丁目を加える。

昭和五十四年三月十六日建設省告示第四百七号（同）

（原稿誤り）

一一ページ一段二行目から六行目は次のとおりの誤り。

収用の部分　昭和四十五年建設省告示第千五百六十一号、昭和四十七年建設省告示第九十九号、昭和四十八年建設省告示第三百九十三号、昭和四十九年建設省告示第七百八十九号、昭和五十三年建設省告示第千五百二十二号の事業地に涌波二丁目、大桑新町子、大桑町チ、リ、ヨ、タ、ツ甲、小寺山、鱒川渕及び本江町を加える。

平成十一年二月二十五日建設省告示第二百七十号（同）

（原稿誤り）

八	四		七
			昭和四十九年建設省告示第七百八十九号
〃	〃	一一～一二	昭和四十九年建設省告示第七百八十九号、昭和五十三年建設省告示第千五百二十二号
			大桑町
			大桑町ウ及びハ

平成二十三年四月六日官庁報告国家試験の部（東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度国税専門官採用試験の受験手続に関する特例の公告）

（原稿誤り）

一〇	一	一一終りから	法務教官
			国税専門官

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十七日付第一〇〇号九

六ページ●同日付政府調達第八九号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）